

報道発表

令和8年2月17日
名古屋税関

コカインの押収量が急増

－名古屋税関における不正薬物などの取締り状況－

令和7年に名古屋税関管内の空港や港湾等において、不正薬物の密輸入その他の関税法違反事件を取り締まった実績をまとめたのでお知らせします。

1. 不正薬物^{*1} の摘発状況

- 不正薬物は42件摘発し、約79,442g及び2,084錠を押収
- コカインは約49,947g(約166万回分の使用に相当する量)を押収
- ケタミンは過去最高を記録した昨年に次ぐ押収量で高止まり

不正薬物全体の密輸入については、摘発件数が42件(前年比約2%増)、押収量が約79kg(同約2.4倍)及び2,084錠(同約25.1倍)と、摘発件数及び押収量ともに増加しました。

【ポイント】

- ① コカインについては、摘発件数が4件(同4倍)、押収量が約50kg(同約3万倍)と、摘発件数及び押収量ともに増加しました。特に押収量の増加には、外国貨物船の船底部から約20kg、航空機旅客の携帯品から約29kgを押収したことが寄与しています。
- ② ケタミンについては、摘発件数が4件(同約33%増)と増加しました。押収量は約4.9kg(同約2%減)と微減しましたが、過去最高を記録した昨年に次ぐ水準で高止まりしています。
- ③ 指定薬物^{*2}については、摘発件数が8件(同4倍)、押収量は約459g(同約59倍)と、摘発件数及び押収量ともに増加しました。

*1 不正薬物とは、覚醒剤、大麻、あへん、麻薬(コカイン、MDMA等、ヘロイン等)、向精神薬及び指定薬物^{*2}を指します

*2 指定薬物とは、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に規定する指定薬物を指します

2. 金地金の摘発状況

- 金地金は10件を摘発し、約764gを押収

金地金の摘発件数は10件と前年比増減なし、押収量は約764g(同約89%減)と減少しました。

本件に関するお問合せ先
名古屋税関 税關広報広聴室
電話 : 052-654-4008
e-mail : nagoya-somu-koho@customs.go.jp

(資料1) 社会悪物品の摘発実績

種類	年	年					前年比
		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	
覚醒剤	件	5	25	8	4	4	100.0%
	g	7,283	39,205	17,921	9,844	1,240	12.6%
大麻	件	10	7	16	26	19	73.1%
	g	4,492	1,051	2,818	18,208	22,922	125.9%
大麻草	件	6	3	11	14	4	28.6%
	g	4,454	21	35	9,954	10	0.1%
THC類製品	件	R6.12.12摘発分から 計上開始			-	15	(注3)
	g				-	22,912	(注3)
(参考) 大麻樹脂等	件	4	4	5	12	R6.12.11を以って 計上終了	
	g	38	1,031	2,783	8,254		
麻薬	件	9	13	10	9	11	122.2%
	g	1,604	2,822	4,361	5,592	54,822	9.8倍
	錠	9,809	3,949	200	83	2,084	25.1倍
コカイン	件	1	-	-	1	4	4.0倍
	g	287	-	-	2	49,947	30,492.5倍
MDMA等	件	6	3	3	5	2	40.0%
	g	1,002	-	-	597	-	全減
	錠	9,809	3,949	200	83	2,084	25.1倍
ヘロイン	件	-	-	-	-	-	-
	g	-	-	-	-	-	-
ケタミン	件	1	4	2	3	4	133.3%
	g	298	2,764	1,300	4,993	4,873	97.6%
その他の麻薬	件	1	6	5	-	1	全増
	g	16	58	3,062	-	2	全増
	錠	-	-	-	-	-	-
向精神薬	件	-	1	-	-	-	-
	g	-	-	-	-	-	-
	錠	-	301	-	-	-	-
指定薬物	件	7	22	5	2	8	4.0倍
	g	2,297	434	1,831	8	459	59.2倍
合計	件	31	68	39	41	42	102.4%
	g	15,676	43,511	26,930	33,651	79,442	2.4倍
	錠	9,809	4,250	200	83	2,084	25.1倍
銃砲	件	-	-	-	1	-	全減
	丁	-	-	-	1	-	全減
拳銃部品	件	-	-	-	-	-	-
	点	-	-	-	-	-	-

(資料2) 金地金の摘発実績

年	年					前年比	
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年		
摘発件数	件	1	-	10	10	10	100.0%
摘発数量	g	34	-	13,294	7,188	764	10.6%

(注) 1.税関が摘発した密輸事件のほか、警察等他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものを含む。

2.覚醒剤は、覚醒剤及び覚醒剤原料の合計を示す。

3.「THC類製品」は、令和6年12月12日に施行された麻薬及び向精神薬取締法で規制されているTHC類を含有する液体・菓子類をいう。同施行日前は大麻取締法で規制されていた大麻樹脂、大麻リキッド、大麻菓子等の大麻製品を「大麻樹脂等」で計上していた。上記理由により、対象期間が異なるためTHC類製品については前年比を示すことはできない。

4.MDMA等は、MDMA、MDA及びMDEの合計を示す。

5.金地金には、金塊に加えて一部加工された金製品も含む。

6.端数処理のため数値が合わないことがある。

7.数量の表記について、「-」とは全く無い場合を示す。

8.令和7年の数値は速報値である。

(資料3) 摘発事例の紹介（不正薬物）

事例①（7月に清水港で摘発）

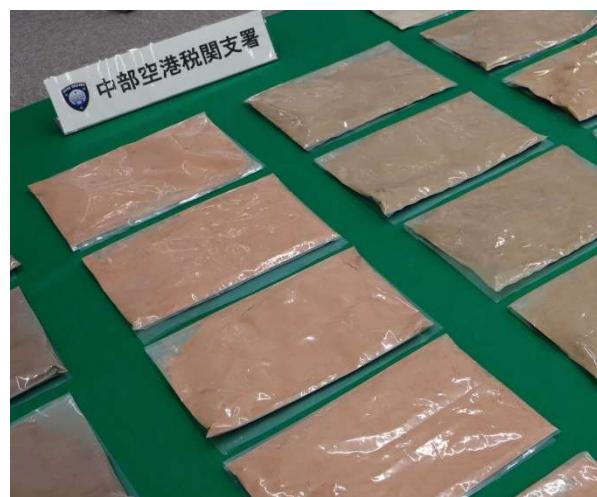


上記写真は「第三管区海上保安本部」提供



清水港に入港した外国貿易船の船底部に隠匿されたコカイン 19,952.191g を摘発

事例②（4月に中部空港税関支署で摘発）



ペルー共和国来航空機旅客の携帯品に隠匿されたコカインを含有する粉末 29,227.62g を摘発

事例③（6月に中部外郵出張所で摘発）



※カレンダーに染み込ませた状態



※カレンダーから抽出したコカイン

ブラジル連邦共和国来国際スピード郵便物に隠匿されたコカイン 766.8 g を摘発

事例④（9月に中部空港税関支署で摘発）



タイ王国来航空機旅客の携帯品に隠匿されたTHC類製品（液状物）2,840.3gを摘発

（資料4）不正薬物の密輸形態別摘発件数

年 形態別	(件)						前年比
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年		
航空機旅客による密輸入	1	2	15	12	13	108.3%	
国際郵便物を利用した密輸入	28	47	16	20	24	120.0%	
商業貨物を利用した密輸入	2	17	8	7	4	57.1%	
	航空貨物	2	17	8	7	57.1%	
	海上貨物	-	-	-	-	-	
船員等による密輸入	-	2	-	2	1	50.0%	
合計	31	68	39	41	42	102.4%	